

特別定額給付金の振り込みを開始

5月20日から申請の受け付けを開始した特別定額給付金(10万円給付)について、現在、申請書が役場に届いた日から2週間を目安に順次振り込みの手続きをしています。

役場に提出していただいた申請書の記載内容にお尋ねしたい点があった場合は、その都度電話でご連絡させていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。

期限内に申請書の提出を

特別定額給付金申請書の申請期限は8月19日(水)です。期限を過ぎた場合は、給付金を受け取ることができません。期限内に申請をお願いします。

新型コロナウイルス感染症を予防するため、直接役場へ申請書を提出することは控えてください。

給付金を騙った詐欺に注意

町や総務省などが次のお願いをすることは絶対にありません。

- ▽ 給付金の受給に当たり、手数料の振り込みを求めること
 - ▽ 現金自動預払機(ATM)の操作を求めること
 - ▽ メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めること
- おかしいと思ったら、警察や役場へ必ず相談してください。

問い合わせ先 総務課庶務係 ☎(48) 1111 (内1308・1309)

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します。

支給対象者 令和2年3月または4月分の児童手当(※1)を受給している方

対象児童 令和2年3月または4月分の児童手当(※1)の対象児童

支給額 支給対象児童1人につき、1万円

※1 特例給付を受給している方(児童手当の所得制限限度額以上の方)は対象外です。

- ・ 該当する方には、6月上旬にお知らせ文書を郵送しました。
- ・ 給付金を受給するための申請など手続きは不要です。(公務員を除く)
- ・ 7月初旬に、児童手当の振込口座へ支給予定です。

町内在住の公務員の方

公務員の方は、申請が必要です。所属庁から配布される申請書に必要事項を記入・押印の上、所属庁に提出し、「公務員児童手当受給状況証明欄」に証明を受けた上で、阿久比町子育て支援課へ郵送、または窓口へ11月10日(火)までに提出してください。内容や所得を審査後、指定された口座へ振り込みます。

問い合わせ先

該当するのに案内が届いていないなど、不明な点がございましたら、子育て支援課までご連絡ください。
子育て支援課子育て支援係 ☎(48) 1111 (内1124・1130)

屋内施設の再開について

屋内施設を原則6月20日(土)から再開

勤労福祉センター(エスペランス丸山)、児童館、オアシスセンター(保健センター)、地区老人憩の家、中央公民館(本館、アグピアホール)、町立地区公民館・区民館、スポーツ村(室内練習場)、ふれあいの森(体育室)、丸山公園武道場、図書館(予約による貸し出し、返却のみ)

- ※ 子育て支援センター(あぐぴっぴ)は6月22日(月)から再開
- ※ スポーツ村トレーニング室、学校開放による体育館は利用中止を当面の間は継続
- ※ 予約は、6月17日(水)から当面の間、施設の窓口のみで受け付けします。



詳しくはホームページをご覧ください